

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
1	目的	なぜ被扶養者資格の再確認作業を行うのですか？	協会けんぽでは、保険料負担抑制のため、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度被扶養者資格の再確認を実施しています。
2	目的	解除となる被扶養者の届出をせず、被扶養者のままにしておくとうなるのですか？	高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者制度からの拠出金等（加入者のみなさまが納められた保険料によるものです）により賄われています。 被扶養者の方が就職等されたにもかかわらず、被扶養者（異動）届を提出されていないと、その被扶養者の方についても協会けんぽの拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、みなさまの保険料負担も増えることがあります。
3	目的	再確認を行った場合の効果額はどれくらいですか？	平成30年度の実施効果は、被扶養者から解除された方は全国で約7.1万人（平成30年11月16日現在）となり、高齢者医療制度への負担軽減額は約17.3億円（推定）となりました。
4	実施方法	被扶養者状況リスト等の発送時期や提出期限はいつですか？	令和元年9月下旬から令和元年10月下旬までの7回に分けての発送となります。 被扶養者状況リストの提出期限については、発送日に関わらず、すべて令和元年11月20日（水）となっています。
5	実施方法	提出期限後に提出しても問題ないですか？ また、提出しなかった場合に問題はありますか？	ご提出は提出期限（令和元年11月20日）までをお願いいたします。 なお、提出期限までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。 被扶養者資格再確認業務の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
6	実施方法	提出期限までに一部の扶養家族について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいですか？	被扶養者状況リストはまとめてご提出をお願い致します。提出期限（令和元年11月20日）までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。
7	実施方法	被扶養者再確認は全員の被扶養者が対象ですか？	今回の資格再確認は、令和元年9月13日現在、協会けんぽの被扶養者が対象です。 ただし、次の条件に該当する方を除きます。  ○平成31年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者 ○任意継続被保険者の被扶養者  ※本年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認をあわせて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。 ※対象外の方についてもリストに記載されていますが、その場合はリストの備考欄に「確認不要」と記載されています。
8	実施方法	なぜ、今回、確認対象の被扶養者が増えたのですか？	昨年度は18歳未満の被扶養者の方は確認対象外としておりましたが、本年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況を確認するために、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認させていただきます。そのため、確認対象の被扶養者が増えています。
9	実施方法	「被扶養者状況リスト」の備考欄に「確認不要」と記載されている者がいます。	現在被扶養者として認定されていますが、（平成31年4月1日以降に扶養認定された方で）今回資格の再確認を行う必要のない方です。ただし、扶養解除となる方がいる場合は、事務センター（年金事務所）で該当被扶養者の解除手続きを行ってください。
10	実施方法	「被扶養者状況リスト」をリストではなく、被保険者毎で送付してほしい。	「被扶養者状況リスト」に関しましては、郵送料・印刷費にかかる費用の削減や事業所によっては、リスト方式による事務負担減の意見もあり、リスト方式で実施することとしております。ご理解をお願いいたします。
11	実施方法	被扶養者状況リストを別の住所宛てに送付していただけますか？	本部（東京）より一括送付となりますので、別送はできません。事業所所在地を変更された場合は、速やかに年金事務所へ事業所の住所変更届をご提出してください。

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
12	実施方法	営業所が離れているため、別々に送付してほしい。	申し訳ございませんが、適用事業所単位での送付となります。
13	実施方法	なぜ、昨年までと実施時期が変わったのですか？	今年度は、確認の対象となる被扶養者が増えることから、事業主様の負担が少しでも軽減されるよう、事業所で実施する年末調整の時期に合わせて実施することとしました。 なお、来年度の実施時期は未定です。実施スケジュール等が決まりましたら、ホームページ等でご案内いたします。
14	実施方法	次回の被扶養者資格の再確認はいつ行うのですか？	毎年実施する予定ですが、来年度の実施スケジュールはまだ決まっていません。実施スケジュール等が決まりましたら、ホームページ等でご案内いたします。
15	実施方法	被扶養者異動届の提出先が今後変わるのですか？	通常の被扶養者異動届（新規の加入など）は、今までどおり事務センター（年金事務所）となります。 なお、協会けんぽで実施している「被扶養者資格の再確認」に関する被扶養者状況リスト及びそれに伴う被扶養者調査兼異動届に関しては当協会へのご提出となります。 被扶養者調査兼異動届は、当協会でご受付後、事務センター（年金事務所）にて審査・入力処理後、「決定通知書」を事業主様へ送付します。
16	実施方法	昨年までの再確認業務からの変更点はありますか？	昨年度は18歳未満の被扶養者の方は確認対象外としておりました。 本年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認を合わせて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。
17	実施方法	どのように再確認業務を行うのですか？	事業主様より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。 《確認事項》 ①就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。 ②同居・別居状況を確認してください。続柄によっては、被保険者と同居していることが被扶養者の要件となる場合があります。（リーフレット2ページ参照） ③収入要件を満たしていることを確認してください。 ・（同居の場合）被扶養者の方の年収が130万円未満※1で、かつ被保険者の年収の半分未満 ・（別居の場合）被扶養者の方の年収が130万円未満※1で、かつ被保険者の仕送り額より少ない ※1被扶養者の方が60歳以上または障害者の場合、「130万未満」が「180万未満」となります。  ※所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることを確認された場合は、文書または口頭による確認は省略して差し支えありません。 ※確認の結果を被扶養者状況リストへ☑（チェック）し、扶養解除となる被扶養者がいる場合は、被扶養者調査兼異動届を提出してください。
18	実施方法	税法上の控除対象となっていない扶養家族について、被保険者にどのような方法で確認を行えば良いのですか？	被扶養者へのご確認は、任意の方法（口頭・文書）で行ってください。なお、文書にて確認する方法として、協会ホームページに「健康保険被扶養者資格再確認調査票」を掲載していますので、ご活用ください。
19	実施方法	所得税法上の扶養親族とはどのような方ですか？	ここでいう所得税法上の被扶養者とは「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載している方のことです。詳しくは最寄りの税務署にご確認するか、または、国税庁のホームページをご覧ください。
20	実施方法	現段階で今年も税法上の扶養親族に該当するかわかりませんが、どうすればいいですか？（昨年が該当していればいいですか？）	「令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した方が対象となります。 「税法上の扶養親族」に該当するのかわからない場合は、健康保険の扶養認定基準に該当しているのか文書または口頭で確認をお願いします。
21	実施方法	自営業の場合、どのように確認を行えばいいですか？	自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費※を差し引いた額となります。 ※直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費、農業における種稲費、肥料費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費）は差し引くことはできません。

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
22	実施方法	収入証明などが不要であれば確認にならないのではないかと？	扶養再確認業務は、二重加入（就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方の被扶養者解除の届出が未提出）になっていないかの確認も兼ねています。 所得税の控除についての処理は行われていたものの、被扶養者解除の手続きが漏れている方の件数が少なからずあるため、有効であると考えています。
23	実施方法	所得証明書や住民票などの添付は必要ですか？	証明書類の添付は必要ありません。 なお、次年度以降は、所得証明、住民票、仕送り状況の確認できる書類等の証明書類の添付を検討しております。仕送りの証明（預金通帳等の写し、現金書留控えの写し）については、いつでも提出できるよう保管をお願いいたします。
24	実施方法	なぜ、次年度は証明書類を求める実施方法に変更するのですか？	平成30年に厚生労働省より被扶養者の認定について、申し立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うように示されたことから、次年度以降は収入の確認できる証明および被保険者と別居している場合は仕送り状況の確認できる証明書類をご提出いただく予定です。
25	実施方法	なぜ今年度は証明書類は求めないのですか？	今年度は、健康保険法改正により、令和2年4月からの被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住要件の確認をあわせて行います。例年と比べ確認対象の被扶養者が増えることから、事業主様の負担を少しでも軽減するため、今年度の証明書類の添付は不要といたしました。
26	実施方法	関係会社が数社ありますが、被扶養者状況リスト等が届いている事業所と届いていない事業所がありますが、どうしてですか？	誠に申し訳ございません。本部（東京）から9月下旬から10月下旬にかけて順次発送（7回に分けて）をしていますので、いましばらくお待ちください。 ※確認対象者が1名もいない場合は送付されません。
27	状況リスト	被扶養者状況リストの訂正方法を教えてください。	二重線で削除・訂正のうえ、訂正箇所には事業主印（事業主欄に押印した印鑑と同一の印鑑）で訂正印を押してください。 ※訂正箇所に修正テープを使用することはできません。
28	状況リスト	被扶養者状況リストにはどのように記入したら良いのですか？	① 確認の結果、被扶養者から解除される場合 →「 <input type="checkbox"/> 被扶養者調書兼異動届を添付」欄に <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 併せて、解除される被扶養者の「被扶養者調書兼異動届」（同封）を記入し、該当被扶養者の被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等も併せて添付してください。  ② 「被保険者資格喪失届」、「被扶養者（異動）届」を事務センター（年金事務所）へ提出済みの場合 →「 <input type="checkbox"/> 日本年金機構へ届出済」欄に <input type="checkbox"/> （チェック）してください。  ③ 上記①、②のいずれにも該当しない場合 →「 <input type="checkbox"/> 変更なし」欄に <input type="checkbox"/> （チェック）してください。 →海外在住の場合「 <input type="checkbox"/> 海外に在住している」にも <input type="checkbox"/> （チェック）してください。  なお、いずれの場合も、状況リストの右下に事業主名称等のご記入と事業主印の押印をお願いいたします。（被扶養者状況リストが複数枚となる場合には1枚目のみで差し支えありません。）
29	状況リスト	事業所が閉鎖・倒産している場合の記入と提出方法はどのようにするのですか？	お手数をおかけしますが、リストの提出をお願いいたします。 その際、リストには「日本年金機構へ届出済」に <input type="checkbox"/> をしてください。 なお、日本年金機構への届出がお済でない場合は、資格喪失届と全喪届を事務センター（年金事務所）へご提出ください。
30	状況リスト	事業所が閉鎖・倒産している場合の「事業主欄」の記入方法はどのようにするのですか？	事業主欄には、閉鎖・倒産した事業所情報を記入し、事業主印を押してください。 事業主印の押印ができない場合は、押印の必要はございませんが、該当事業所が閉鎖・倒産した旨のメモの添付をお願いいたします。
31	状況リスト	事業所の代表者が変更になっている場合の記入方法はどのようにしますか？	新しい代表者名で記入して提出してください。

【よくあるお問い合わせ】 被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
32	状況リスト	なぜ昨年「海外に在住している」というチェック項目が増えたのですか？	平成30年3月に厚生労働省より、被扶養者の認定について、申立てのみによる認定は行わず証明書類に基づく認定を行うよう示されたことから、海外居住の被扶養者の方を把握するために☑（チェック）欄を追加しております。 確認の結果、「変更なし」で、かつ、日本国内に住所を有しない（住民票が国内にない）場合は、「海外に在住している」にも☑（チェック）をしてください。
33	状況リスト	家族が海外に留学しています。「海外に在住している」に☑（チェック）は必要ですか？	住民票が日本国内にない場合には☑（チェック）してください。 ※被扶養者が一定期間を海外で生活していても、日本に住民票がある場合は、国内居住として扱います。
34	状況リスト	昨年、「海外に在住している」に☑（チェック）をしたら、後日、証明書類の提出を求められました。今年度も証明書類の提出を求められますか？	今年度も、「海外に在住している」に☑（チェック）のある事業主あてに、令和2年2月を目途に書類をお送りします。 なお、今年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、実施方法の変更を予定しています。 ●令和2年4月より被扶養者から解除となる方については、被扶養者異動届の提出をご案内します。 ●令和2年4月以降も引き続き被扶養者なる方（例外）については、改めて被扶養者異動届の提出をご案内します。 ※添付書類として、例外に該当することを証明する書類、収入や仕送り状況の確認できる証明書類の提出をご案内する予定です。  ※健康保険法改正については、No.65以降をご覧ください。
35	状況リスト	被扶養者状況リストに名前がない従業員がいるのはなぜですか？	被扶養者がいない被保険者の方は記載しておりません。
36	状況リスト	既に退職や扶養解除のため、年金事務所へ届出済みですが、被扶養者状況リストに記載されているのはなぜですか？	令和元年9月13日現在のデータにて印刷しております。その直前に事務センター（年金事務所）へ「被保険者資格喪失届」や「被扶養者異動届」を提出していただいた場合で、9月13日時点で年金事務所処理がされていない方については印刷がされています。その際はリストの「☐日本年金機構へ届出済」欄に☑（チェック）をお願いします。 ※届出を提出して数か月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、恐れ入りますが年金事務所へご確認をお願いします。
37	状況リスト	既に退職していますが、事務センター（年金事務所）への届出がもれてました。リストにはどのように記載したらいいですか？	「被保険者資格喪失届」の届出がお済みで無い場合は、事務センター（年金事務所）に届出をお願いいたします。なお、被扶養者状況リストには「☐日本年金機構へ届出済」欄に☑（チェック）をお願いいたします。
38	状況リスト	現在、被扶養者に認定されているが、送付されてきた「被扶養者状況リスト」に記載されていない者がいます。追記しなければなりませんか？	追記の必要はありません。今回送付した「被扶養者状況リスト」は令和元年9月13日現在の被扶養者として認定されている方を記載しております。記載されていない方はその日以降に扶養認定の入力処理がされた方を思われます。
39	状況リスト	記載した被扶養者状況リストは2枚複写となっておりますが、両方とも提出するのですか？	被扶養者状況リストは2枚複写（1枚目協会けんぽ提出用、2枚目事業主様控）となっており、1枚目のみ協会けんぽにご提出していただき、 <u>2枚目は事業主様控として保管をお願いします。</u>
40	状況リスト	従業員が多くて、被扶養者状況リストが複数枚になるが、リスト全てに事業主印の押印が必要ですか？	被扶養者状況リストが複数枚となる場合には、事業所名称等の記入・事業主印の押印は1枚目のみで差し支えありません。 また、「被扶養者状況リスト」は複写式となっておりますが、 <u>2枚目（控）は事業主控えとなりますので、事業主において保管をお願いします。</u> なお、被扶養者調書兼異動届を提出する場合は、後日、「決定通知」が事務センター（年金事務所）より送付します。

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
41	状況リスト	被扶養者状況リストを提出するとその結果通知などはあるのですか？	被扶養者状況リストのみ提出の場合、結果通知等はございません。 被扶養者調書兼異動届を提出している場合は、後日、異動届の「決定通知」が事務センター（年金事務所）より送付されます。
42	状況リスト	被扶養者状況リストの事業主控に協会けんぽで受付した受領印を押して返却してほしいのですが。	被扶養者状況リストは、協会事務局にて一括して回収・仕分けをする方法としており、個別に受領印を押してお返しすることは困難となります。 なお、返却用として被扶養者状況リストのコピーなどの同封もお断りさせていただいております。円滑な事業実施にご協力をお願いいたします。 ※どうしても受領印を押して返却してほしい希望がある場合は、同封の返信用封筒は使用せず、受領印を押した控えを希望される旨のメモなどを添付のうえ、直接協会けんぽ支部へ提出（郵送）をしてください。
43	異動届	被扶養者調書兼異動届の訂正方法を教えてください。	二重線で削除・訂正のうえ、訂正箇所には被保険者印で訂正印を押してください。 ※訂正箇所に修正テープを使用することはできません。
44	異動届	同封されている被扶養者調書兼異動届はどのような時に使用するのですか？	被扶養者資格の再確認の結果、解除となる被扶養者がいる場合は、同封されている「被扶養者調書兼異動届」をご記入の上、該当被扶養者の被保険者証（高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等）を添付してください。 《提出にあたっての注意事項》 ○異動届は被保険者単位となっていますので、解除となる被扶養者がいる被保険者の方が複数いる場合は、該当する枚数分の提出が必要となります。 ○被保険者の欄に被保険者の押印（被保険者が自署した場合は省略可）が必要となります。 ○当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時（解除）専用となっていますので、被扶養者の方の追加や氏名変更等にはご使用いただけません。追加や氏名変更の場合は、通常の被扶養者異動届にて事務センター（年金事務所へ）お手続きをお願いします。
45	異動届	事務センター（年金事務所）に直接「健康保険被扶養者調書兼異動届（解除用）」を提出しても問題ありませんか？	被扶養者状況リスト及び被扶養者調書兼異動届の提出先は協会けんぽになります。同封の返信用封筒でご提出をお願いします。
46	異動届	解除する者の被保険者証が見当たりません。どうしたら良いですか？	どうしても見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。
47	異動届	保険証が回収できていないため後日返却でもいいですか？また後日返却する場合はどうすればいいですか？	被扶養者調書兼異動届（解除用）に保険証が添付できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」に理由を記入してください。 なお、被扶養者調書兼異動届（解除用）の提出後に回収された保険証については、その旨がわかるようにメモ等を添付したうえで、協会けんぽ支部へ返却をお願いいたします。
48	異動届	税法上の被扶養者等になってはいるが、現在は健康保険の被扶養者としての要件を満たしていない場合はどのようにすれば良いですか？	被扶養者状況リストの「 <input type="checkbox"/> 被扶養者調書兼異動届を添付」欄に <input checked="" type="checkbox"/> （チェック）してください。 併せて、解除となる被扶養者の「被扶養者調書兼異動届」（同封）を記入し、該当被扶養者の被保険者証（70歳以上75歳未満の方は高齢受給者証。交付を受けている場合は限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等も併せて）を添付してください。
49	異動届	収入超過で扶養から外し、国民健康保険へ切り替えを行います。被扶養者調書兼異動届を提出すれば資格喪失証明書（扶養解除）を交付していただけますか？	資格喪失証明書（一般分）は協会けんぽでは発行できません。資格喪失証明書（一般分）は事業主または年金事務所長が発行できるものとなっています。年金事務所が発行の証明書が必要な場合は、通常の異動届と資格喪失証明申請書を事務センター（年金事務所）へ直接ご提出ください。 なお、その場合は状況リストの「 <input type="checkbox"/> 年金機構へ届出済」に <input checked="" type="checkbox"/> （チェック）してください。

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
50	異動届	扶養でなくなった日の基準を教えてください。	扶養でなくなった日は事由により次の通りとなります。 ア 収入超過・・・事実発生日（例：時給が上がった日） ※日付が不明な場合は、申出日を記入 イ 就職・・・就職年月日 ウ 死亡・・・死亡日の翌日 エ 離婚・・・離婚年月日 オ 75歳到達・・・75歳の誕生日
51	異動届	被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正して欲しいのですが。	協会けんぽで実施する被扶養者資格の再確認で対応できるのは、被扶養者資格の解除のみです。 お手数をおかけいたしますが、氏名等の訂正につきましては、事務所管轄の事務センター（年金事務所）へ届出をお願いいたします。
52	異動届	同封されてきた「被扶養者調書兼異動届」は今後の異動届として使用できますか？	当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時（解除）専用となります。 今回の再確認による解除以外での使用できません。 （通常の異動届は日本年金機構のホームページからダウンロード可能です。）
53	異動届	「被扶養者調書兼異動届」を協会あてに提出して数日経過しましたが、「決定通知」が送付されません。いつ頃届きますか？	提出のあった被扶養者調書兼異動届については、協会けんぽでの内容確認や事務センターにおける審査・入力処理がありますので、「通知」の送付までに1～2か月程度お時間をいただくこととなります。
54	提出方法	返信用封筒は普通郵便となっていますが、被保険者証を同封しても大丈夫ですか？	被保険者証を同封する際に、被保険者証右下にプリントされている「保険者印」にパンチまたはハサミをいれて使用不能としたうえで同封してください。
55	提出方法	直接、協会けんぽの窓口に提出してもいいですか？	直接、協会けんぽの窓口に提出していただいても構いませんが、郵送の場合は同封の本部行き返信用封筒をご利用ください。
56	提出方法	返信用封筒には、協会けんぽに提出する別の申請書（保険給付申請や任意継続被保険者の申請書）を同封して良いですか？	ご提出していただいた返信用封筒は、一度、協会けんぽ本部（東京）に送られる為、被扶養者の再確認の書類（被扶養者状況リスト・被扶養者調書兼異動届）のみにご使用ください。
57	提出方法	事業所の所在地が変わった場合、被扶養者状況リスト等の提出はどうすれば良いですか？	被扶養者の解除があり、被扶養者調書兼異動届を添付される場合には、同届書の「事業所整理記号（年金）」欄に変更後の記号（記号が変更となる事業所のみ）をご記入ください。また、被扶養者状況リストや被扶養者調書兼異動届の事業所所在地欄については、変更後の所在地を記入してください。 提出先は協会けんぽ事務局（返信用封筒）となりますので、そのまま返信用封筒をご使用ください。
58	送付依頼	被扶養者状況リストを紛失したので、再度送付してもらえませんか？	改めてお送りしますので、専用ダイヤルへご連絡ください。 なお、再作成した被扶養者状況リストは複写様式ではありません。
59	送付依頼	リーフレットを追加で欲しいのですが。	協会ホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。 郵送ご希望の場合は、専用ダイヤルへご連絡ください。

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答
60	送付依頼	被扶養者調書兼異動届が足りませんが、どうすればよいですか？（また、年金事務所にある被扶養者（異動）届でも使用できますか？）	協会ホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。 郵送ご希望の場合は、専用ダイヤルへご連絡ください。 （日本年金機構の様式、被扶養者（異動）届は使用できません。）
61	送付依頼	健康保険被保険者証回収不能届はどこから入手できますか？	協会ホームページよりダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきます。 郵送ご希望の場合は、専用ダイヤルへご連絡ください。
62	送付依頼	被扶養者情報を紙ではなく、データで提供してほしいのですが。	希望された事業主様へCD-RまたはDVD-Rを送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。
63	送付依頼	届いたものすべて紛失しました。最初に送られてきたものと同じものを送ってほしいのですが。	改めて送付いたしますので、専用ダイヤルへご連絡ください。 （なお、再作成した被扶養者状況リストは複写様式ではありません。）
64	その他	国民年金第3号被保険者が被扶養者から解除となる場合、別に国民年金の届出が必要となるのですか？	国民年金第3号被保険者である方が、健康保険の被扶養者から解除される場合は、健康保険被扶養者調書兼異動届の他に、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金第1号被保険者となる場合は、住民票のある市区町村役場にて手続きを行う必要があります。詳しくは、市区町村役場の国民年金担当または年金事務所にお問い合わせください。
65	健保法改正	健康保険法改正の概要を教えてください。	令和2年4月1日より、被扶養者として認定される要件として、「国内居住要件」が新設されます。 これにより、日本国内に住所を有しない（住民票が日本国内にない）方については、被扶養者から解除されることとなります。
66	健保法改正	いつから変更となるのですか？	令和2年4月1日から変更となります。
67	健保法改正	今回新設される国内居住要件の対象となるのは、外国人のみですか？	被扶養者の国内居住要件は日本人にも適用されます。 一時的に海外に移住するものの、再び日本国内で生活する場合などは、例外として引き続き扶養家族として認められる場合があります。
68	健保法改正	国内居住要件の例外として、引き続き被扶養者として認定を受ける場合、手続きは必要ですか？	改めて被扶養者異動届の提出が必要となります。 協会けんぽでは、令和2年2月を目的に、今回実施した被扶養者状況リストの「海外に在住している」に☑（チェック）のある方のいる事業主様あてに、書類をお送りします。 同封する被扶養者異動届に、例外的確認できる証明書類、収入および仕送り状況の確認できる証明書類を添付のうえ提出してください。被扶養者の要件を満たしているかを確認します。 ※仕送りの証明（預金通帳等の写し、現金書留控えの写し）については、いつでも提出できるよう保管をお願いいたします。

【よくあるお問い合わせ】被扶養者資格再確認

No.	分類	お問い合わせ内容	ご回答												
69	健保法改正	例外として引き続き被扶養者となれる人とは、どのような人ですか？ また、例外として認められるには、どのような証明書類が必要となりますか？	以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国内居住要件の例外</th> <th>証明書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①外国において留学をする学生</td> <td>査証(ビザ)、学生書、在学証明書、入学証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>②海外赴任する被保険者に同行する家族</td> <td>査証(ビザ)、海外赴任令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し</td> </tr> <tr> <td>③観光、保養やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している家族</td> <td>査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し</td> </tr> <tr> <td>④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)</td> <td>出生や婚姻等を証明する書類等の写し</td> </tr> <tr> <td>⑤①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族</td> <td>厚生労働省に相談しつつ個別に判断</td> </tr> </tbody> </table>	国内居住要件の例外	証明書類	①外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生書、在学証明書、入学証明書の写し	②海外赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し	③観光、保養やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し	④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し	⑤①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	厚生労働省に相談しつつ個別に判断
国内居住要件の例外	証明書類														
①外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生書、在学証明書、入学証明書の写し														
②海外赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し														
③観光、保養やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し														
④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方 (海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し														
⑤①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	厚生労働省に相談しつつ個別に判断														
70	健保法改正	留学の期間は問わないのですか？	問いません。												
71	健保法改正	留学後、現地で就職する場合は、特例に該当しますか？	国内居住要件の例外に該当するかどうかは渡航目的から判断することになり、「留学」という渡航目的の場合、留学中は国内居住要件の例外となります。 また、留学後、現地(海外)で就職する場合は、雇用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなったものとして取り扱います。												
72	健保法改正	留学に同行する家族は特例に該当しますか？	「留学へ同行」という渡航目的に照らし、国内居住要件の例外として認められます。												
73	健保法改正	母国に残した扶養家族は、令和2年4月1日になったら、扶養から解除となるのですか？	引き続き被扶養者として認定することができなくなるため、令和2年4月1日より扶養から解除することになります。												
74	健保法改正	母国に残した被扶養者の方について、扶養から解除する手続きは必要ですか？	扶養解除のための、被扶養者異動届を提出していただく必要があります。												
75	健保法改正	母国に残した被扶養者の方について、扶養から解除する手続き方法を教えてください。	協会けんぽでは、令和2年2月を目途に、今回実施した被扶養者状況リストに「海外に在住している」に☑(チェック)のある方のいる事業主様あてに、リスト等の確認書類をお送りいたします。 母国に残した被扶養者の方については、リスト等と同封する「被扶養者異動届」に、解除となる方の保険証を添付して、令和2年4月1日以降に協会けんぽへ提出していただくこととなります。 詳しくは、2月を目途にお送りするリスト等をご確認ください。 また、詳細な実施方法等が決まりましたら、ホームページにてご案内をいたします。												